

水田環境向上基盤整備支援事業（新規）

【50（0）百万円】

対策のポイント

整備後の水田等を核とした地域の生物多様性保全を一層推進するため、整備された生態系配慮施設等の順応的管理を実施し、生態系配慮対策技術向上のための技術指針を作成します。

- ・ 平成19年11月に閣議決定された「第3次生物多様性国家戦略」の中では、自然環境や社会経済の状況に応じて、取組の内容や方法を柔軟に見直すという順応的な態度の必要性が示されています。
- ・ 農林水産省では、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として、平成19年7月に「農林水産省生物多様性戦略」を策定しました。

政策目標

平成25年度までに、生態系配慮対策の補完的対策の手法の検討及び生態系配慮対策技術向上のための技術指針を策定

<内容>

1. モデル地区による順応的管理の検討・検証

専門家の助言等を得ながら、生態系に配慮した施設等について順応的管理の手法を検討・検証し、その成果を取りまとめます。

2. 成果を踏まえた生態系配慮対策改良技術指針の作成

1. の成果の収集・分析を行い、生態系配慮対策の補完的対策の手法の検討及び生態系配慮対策の技術向上のための指針を作成して、全国的に普及・啓発を行います。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 <内容>の1：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等
<内容>の2：民間団体
2. 補助率 定額
3. 事業実施期間 平成21年度～平成23年度（採択年度）

【担当】農村振興局農地資源課

柵木・福永（03）3502-6277（直）